

中小規模建設工事業における 労働災害防止について



令和8年5月26日

大曲労働基準監督署

1 労働災害発生状況について

(1) 秋田県内における労働災害発生状況について

年別	令和6年 確定値		令和7年 確定値		休業4日以上 前年増減	
災害別 業種別	死亡	休業4日 以上	死亡	休業4日 以上	【件】	【%】
全産業	9	1,064	13	1,108	+44	+4.1
建設業	6	180	5	197	+17	+9.4
土木工事業	2	54	4	74	+20	+37.0
建築工事業	4	93	1	91	-2	-2.1
鉄骨鉄筋	1	18	0	15	-3	-16.6
木造建築	1	46	1	45	-1	-2.1
その他の建設	0	33	0	32	-1	-3.0



新型コロナウイルスによるものを除く

(2) 令和7年に発生した死亡災害について

	署別	発生日	業種	年齢経験 (年以上 年未満)	事故の型	起因物	発生状況
1~3	秋田	3月	上下水道 工事業 (3-1-10)	40歳代 (20~30年) 20歳代 (10~20年) 60歳代 (30年以上)	おぼれ、有害物 等との接触	異常環境等	下水道管渠補修工事現場において、労働者1名がマンホール内で下水道管圧送のバルブ補修作業を行っていたところ、急に意識を失い倒れたため、救助しようとして労働者2名がマンホール内に入ったが同様に意識を失い、3名とも被災した。
4	秋田	8月	木造家屋建築 工事業 (3-2-2)	40歳代 (10~20年)	墜落・転落	足場	住宅の屋根、外壁の塗装工事において、屋根の破風部分を塗装するため足場の端部からメッシュシートを外して身を乗り出すようにして塗装していたところ、約6メートル下の地面に墜落した。
5	大館	10月	上下水道 工事業 (3-1-10)	30歳代 (5~10年)	崩壊、倒壊	地山、岩石	道路に敷設された送水管を切り替えるため、ドラグ・ショベルで掘削(幅4.1メートル、長さ1.8~3.7メートル(L字型)、最大深さ2.3メートル)し、被災者が床掘作業のため工具(ジョレン)を持ち掘削箇所内に立ち入り作業を行っていたところ、土砂崩壊により被災した。

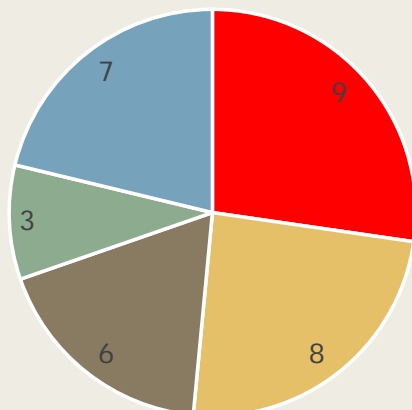
(3) 大曲署管内における労働災害発生状況について

年別 災害別 業種別	令和6年 確定値		令和7年 確定値		休業4日以上 前年増減	
	死亡	休業4日 以上	死亡	休業4日 以上	【件】	【%】
全産業	3	142	2	134	-8	-5.6
建設業	0	24	0	33	+9	+37.5
土木工事業	0	7	0	15	+8	+114.2
建築工事業	0	13	0	13	±0	±0
鉄骨鉄筋	0	3	0	1	-2	-66.6
木造建築	0	9	0	6	-3	-33.3
その他の建設	0	4	0	5	+1	+25.0

新型コロナウイルスによるものを除く

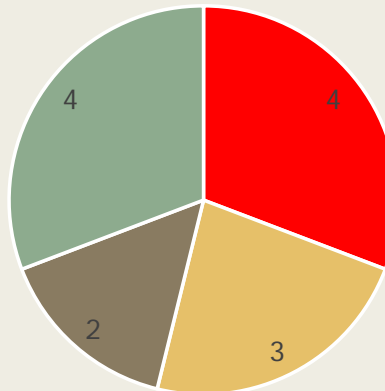
(4) 令和7年の大曲署管内における建設業の災害発生動向について 6

建設業全体



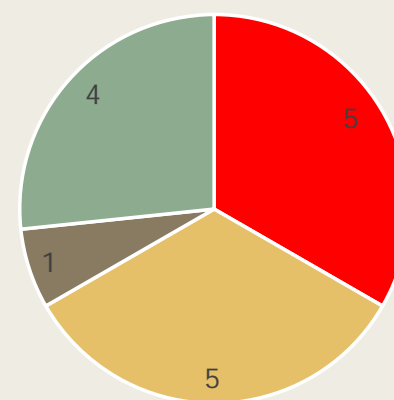
- 墜落2メートル未満
- 墜落2メートル以上
- はさまれ・巻き込まれ
- 転倒

建築工事業



- 墜落2メートル未満
- 墜落2メートル以上
- 切れ・こすれ
- その他

土木工事業



- はさまれ・巻き込まれ
- 墜落2メートル未満
- 墜落2メートル以上
- その他

建設業全体、建築工事業どちらも**墜落災害が半数を占めており**、土木工事業は**重機とのはさまれ・巻き込まれが最多**となっている。

2メートル以上からの**墜落**は休業日数が**最長で6か月、最短4週間、平均が93.5日**

はさまれ・巻き込まれは休業日数が**最長で6か月、最短1か月、平均が62.4日**

墜落災害に関しては他の災害と比べても死亡災害につながりやすいことから、**安易に移動はしごや脚立を使用せず足場を組むこと**、また足場を組んだら**手すりや中さんの着脱状況を必ず確認すること**

足場を組むことになった場合、その分の費用がかかるが、発注者に対して死亡災害の危険性を示し、丁寧な説明をして理解してもらうことが必要

(5) 労働者死傷病報告について

- 労働災害が原因で休業した場合、死傷病報告の提出が必要
- 1か月以内に提出することが必要(法律上は遅滞なく)
- 現在は原則電子申請が義務化となっている



労働災害が発生した場合、監督署で行う現場調査や呼出調査の対応があったり、労災保険の手続きをしたりと手続きが沢山あるが、労災かくしは**絶対ダメ！！**



- ・災害の発生原因が究明できなくなり、また同じような災害が発生する可能性がある(第三者から見ればまた違う視点で対策を考えることができる場合もある)
- ・労災かくしが明るみとなった場合、書類送検される(実際に書類送検され、有罪が確定し、罰金を支払った事件が何件もある)

2 第14次労働災害防止計画について

(1) 第14次労働災害防止計画について

計画の目標と期間

計画の目標

秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、指標(アウトプット指標、アウトカム指標)を定め、計画期間内に達成することを目指す

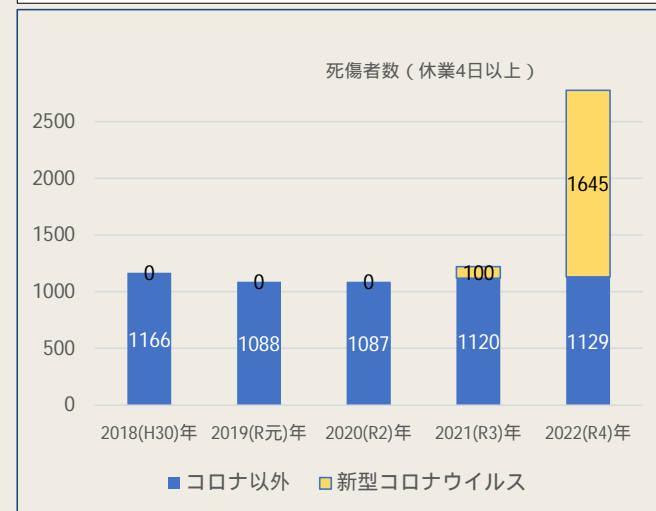
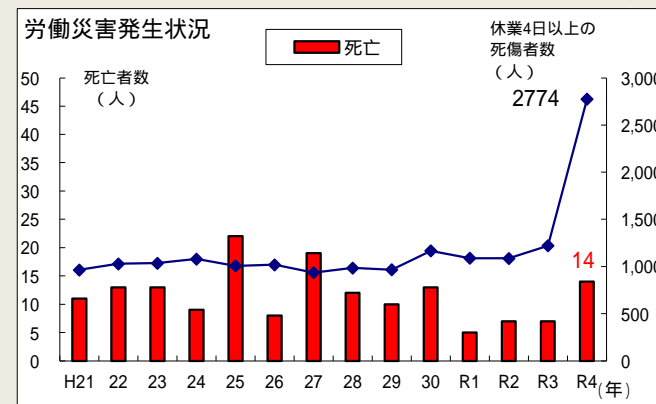
計画期間

2023年4月1日～2028年3月31日

アウトカム指標の達成による労働災害減少目標

死亡災害 : 2022年と比較して、2027年までに5%以上減少

死傷災害 : 2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少



令和4年は速報値(令和5年1月末)

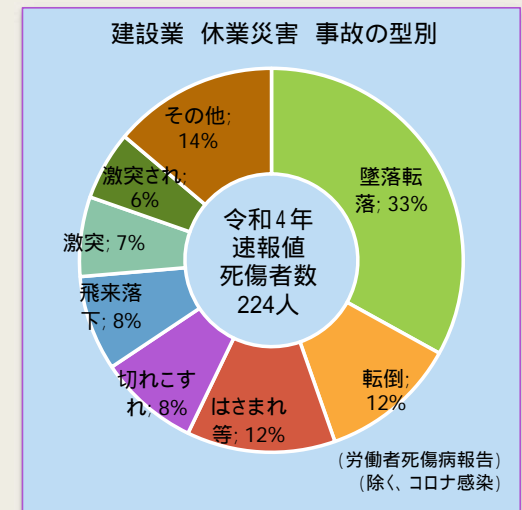
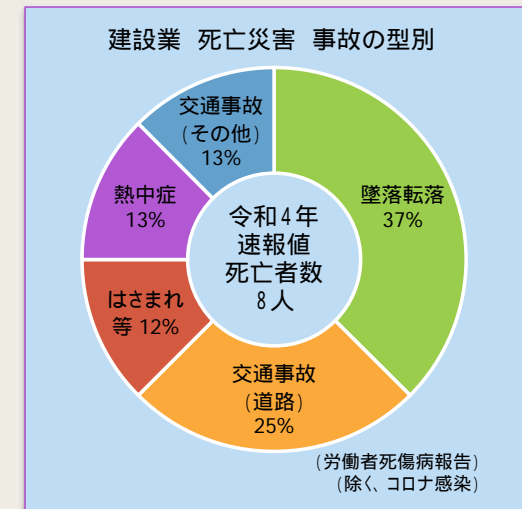
(2) 14次防について(建設)

重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(建設業)

現状と施策の方向性

- ◆ 建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」(令和4年10月28日公表)を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ◆ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ◆ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年12月16日法律第111号)に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ◆ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

建設業労働災害発生状況



(3) 14次防について(建設)

アウトプット指標

- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。



アウトカム指標

- ・ 建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。



具体的取組事項

- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの周知について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に実施する。
- ・ 熱中症及び騒音障害防止に係る対策について、各ガイドラインに基づく指導を実施する。
- ・ 建設工事関係者との連絡会議を開催し、安全衛生に配慮した発注等について協議する。



(4) リスクアセスメントについて

- リスクアセスメントは「**危険の芽**」を摘み取るための安全活動。
- 災害に結び付くかもしれない危険の芽を見つけて、その「**危険の芽**」を事前に摘み取る。
- 他にも「**危険の芽**」を事前に摘み取るための方法として、ヒヤリハット活動、KYなどがある。

■ リスクアセスメントの効果

職場にどのような危険があるか明確になる

作業ごとに危険の程度(リスク)が評価され、災害防止に取り組むべき優先度が明確になる

リスク低減の取組を実施した場合、リスク低減の効果が明確になる

より災害が起きにくく、起きても被災の程度が軽度で済む安全度の高い職場が実現する

事業場全体として取り組むので、安全に対する意識が高まり、危険の感受性も高まる

3 重機の使用について

(1) 機械との接触防止について

労働安全衛生規則第158条 接触の防止

・ 運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある場所に、労働者を立ち入らせてはいけない。

・ 危険が生ずるおそれのある場所とは、機械の走行範囲のみならず、アーム、ブーム等の作業装置の可動範囲内の場所が含まれる。

誘導者を配置する際は立ち入り可となっている。

誰を誘導者にするのかも含めて作業計画を策定する。



出典 厚労省 小型移動式クレーン運転技能講習補助テキスト

(2) 機械との接触防止について

ドラグ・ショベルのバケットと擁壁との間に挟まれる



発生状況

高速自動車道路建設関連工事。ドラグ・ショベルを使用して、コンクリート打設作業中に発生。

災害発生当日は、2名で作業を行った。ドラグ・ショベルの運転者は、運転席から降りて待機。作業員A（被災者）から「バケットを寄せてくれ」と合図あり。運転者が運転席に乗り込みエンジンを始動させたところ、運転者が着用していた雨合羽の裾に操作レバーが入り込んでレバーが動いた。そのため、エンジンの始動とともに急にアームが左旋回した。

この旋回により、被災者はドラグ・ショベルのバケットとブロック擁壁との間に腹部をはさまれ、外傷性肝脾破裂により死亡した。当日は5mm程度の雨が降っていた。

出典 厚労省「職場のあんぜんサイト」

(3) 機械との接触防止について

原因として考えられること

- 1 運転中の車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に作業者を立ち入らせていたこと
- 2 車両系建設機械の運転室の操作設備と運転席との位置関係等安全基準が不十分であったこと
- 3 車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるとき、バケットを地上に降ろしていなかったこと
- 4 運転者がエンジンを始動する時に、定められた手順を守らなかったこと
また、エンジンを始動したときの体勢が、無理な体勢であったこと
- 5 運転手の雨合羽の裾が、操作レバ - に引っかかったこと
- 6 作業計画を作成し、これに基づく作業が実施されていなかったこと
- 7 現場の安全管理が行われていなかったこと

対策として考えられること

- 1 車両系建設機械に接触することにより作業者に危険が生ずるおそれのある箇所に、作業者を立ち入らせないこと。
作業の性質上やむを得ず危険箇所に作業者を立ち入らせる場合には、誘導者を配置すること
- 2 車両系建設機械運転室内の操作設備の配置と機能、運転席の設置場所等について、安全基準を再検討すること
- 3 車両系建設機械運転について作業手順を作成し、関係者に周知徹底すること。
特に、運転席を離れるときの手順、運転を再開するときのバケットなどについて配意する必要がある。
- 4 作業前に現場の状況を調査して作業計画を策定し、その計画に基づき安全な作業方法を定め、周知徹底すること
- 5 運転者は、運転に適した服装をすること
特に、雨合羽など操作レバーに引っかかるような衣類を着用したまま運転しないように注意すること。

(4) 機械との接触防止について

後進してきたドラッグ・ショベルにひかれる



発生状況

配水管敷設替工事現場の鉄板運搬作業中に発生オペレータが、ドラッグ・ショベルのバケットと排土板との間に鉄板をはさんだ状態で後進運転により運搬していたところ、後方で配水管のサドル金具の取付け作業を行っていた作業者に気付かずドラッグ・ショベルでひいてしまった。病院搬送後、治療を行ったが、被災者は死亡した。

出典 厚労省「職場のあんぜんサイト」

(5) 機械との接触防止について

原因として考えられること

- 1 接触することにより作業者に危険が及ぶおそれのある箇所に作業者を立ち入らせたこと。
- 2 誘導員を配置してドラグ・ショベルを誘導させなかったこと。
- 3 オペレータが、進行方向の安全を確認せずに後進運転で運搬を行ったこと。
- 4 ドラグ・ショベルの用途外使用を行ったこと。 **次のページへ**
- 5 下請作業員は朝礼に参加していないため、作業の指示が徹底されなかったこと。
また、各作業箇所ごとに責任者を定めていなかったこと。

対策として考えられること

- 1 運転中の建設機械に接触する恐れがある箇所に作業者を立ち入らせないこと。
- 2 誘導者を配置してその者に建設機械を誘導させること。
- 3 作業箇所ごとに責任者を指名し、その者の指示の下に作業を行わせること。
- 4 作業者に対して作業手順・作業の連携等について安全教育を十分に行うこと。
- 5 元請事業者は、下請業者との連絡・調整を十分に行うこと。 等

(6) 用途外使用の禁止について

ドラグ・ショベルが急旋回し、吊り荷に打たれる



発生状況

鋼矢板の補強用の土のうを移動する作業中に発生。
鋼矢板の補強のため土のうを川底に積む作業。
複数名作業。被災者は下請労働者。

土のうの移動作業中、移動式クレーンで吊り上げが可能な範囲にある土のうがなくなった。

吊り上げ可能範囲外にあった土のうについて、ドラグ・ショベルを用いて移動式クレーンの可能範囲内に移動させることにした(**用途外使用**)。

被災者は、ドラグ・ショベルで土のうを吊り、移動。次いでドラグ・ショベルから降り、バケットに玉掛けした。同僚がドラグ・ショベルを運転しようと運転席についたので、被災者は巻き上げの合図を行った。そのとき、ドラグ・ショベルが急に左旋回し、被災者に土のうが激突した。激突の反動で被災者はドラグ・ショベルに身体を打ちつけられた。

被災者は病院移送後、両肺挫傷のため死亡した。

出典 厚労省「職場のあんぜんサイト」

(7) 用途外使用の禁止について

原因として考えられること

1 ドラグ・ショベルの運転者の衣服が操作レバーに引っ掛けていたこと

ドラグ・ショベルを運転していた同僚は、運転席に着座したときに自分の衣服がドラグ・ショベルの操作レバーに引っ掛かっていることに気付かないまま、被災者の吊り上げの合図に従って安全装置を解除したため、ドラグ・ショベルが急旋回したものである。

2 危険区域内で巻き上げの合図を行ったこと

被災者は、土のうの玉掛けが終わった後、ドラグ・ショベルのところから十分に離れずに、その場所で合図を送った。被災者は、安全な位置に退避しないで吊り上げの合図を送った。

3 ドラグ・ショベルを用途外に使用したこと

土のうの吊り上げ作業は、移動式クレーンを使用すべきであり、その可動範囲内に土のうがなくなった場合には移動式クレーンを移動して作業を行う必要があったのに、安易にドラグ・ショベルを用途外に使用した。

(8) 用途外使用の禁止について

対策として考えられること

1 重量物の吊り上げは移動式クレーンで行うこと

重量物である土のうの吊り上げ作業には、移動式クレーンを使用することが原則

2 作業計画を作成して作業を行うこと

移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、あらかじめ設置場所の地形、地質、吊り上げる荷の種類と質量、可動範囲等について検討し、適切な能力を有するクレーンを選定するとともに、作業の手順を含めた作業計画を定め、関係作業者に周知徹底する。

3 安全教育等を実施すること

移動式クレーンやドラグ・ショベルの運転は、免許所有者あるいは技能講習修了者等に行わせることはもちろんのこと、有資格者(玉掛け者も含む)に対して定期的に技能向上のため安全教育を実施する。また、移動式クレーンを用いた作業を行う場合には、立入禁止等について関係作業者にあらかじめ教育を実施する。

**災害事例を
安全教育に活用しましょう！**

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

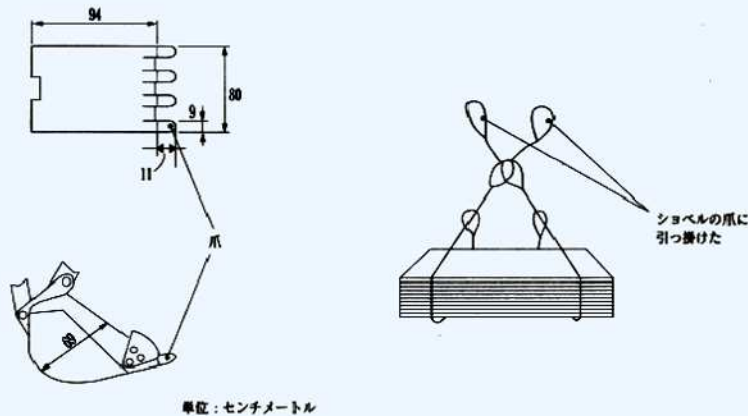
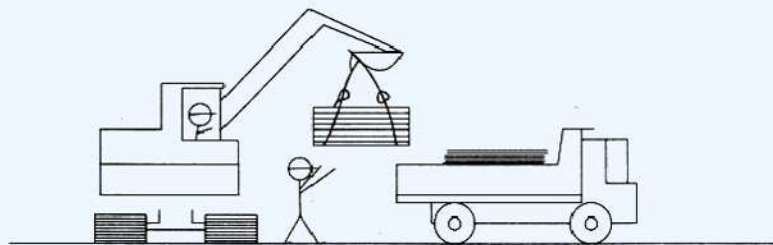
職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

▶ HOME ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ 検索

労働災害統計 労働災害事例 各種教材・ツール 化学物質

(9) 用途外使用の禁止について

ドラグ・ショベルでつり上げた荷が落下し、作業者を直撃



災害発生時の作業の様子

発生状況

建設会社資材置き場にて発生。

ドラグ・ショベルを使用して資材の移動を行う作業中、つり上げた荷(コンパネ)が作業者の上に落下した。

作業は、資材置き場の資材(砂・パネル等)の整理、運搬(元請会社の依頼により下請の作業者が従事)。作業の打ち合わせ後、作業を下請労働者に任せ、現場監督はこの場を離れた。

砂の運搬(ドラグ・ショベルで2トントラックに積む)終了後、コンパネを運搬することにした。作業は、砂と同様ドラグ・ショベルと2トントラックを使って行うことにした。

コンパネは、数十枚をワイヤ2本でくくり、そのアイスプライスに別のワイヤを通し(目通し掛け)、アイスプライスをドラグショベルの爪に引っ掛けて吊り上げ(用途外使用)、2トントラックの荷台に乗せるといったもの。

作業を繰り返して数回目、コンパネ22枚(推定250kg)をそれまでと同様にワイヤ2本でくくり、ドラグ・ショベルの爪に引っ掛けて地上から2m程つり上げ、2トントラックの荷台に乗せようと旋回したところ、ワイヤのアイスプライスがショベルの爪から外れ、つり上げたコンパネが揺れないよう両手で押さえながら荷とともに移動していた被災者の上に落下、直撃した。被災者は死亡。

出典 厚労省「職場のあんぜんサイト」

(10) 用途外使用の禁止について

原因として考えられること

- (1) 荷をつり上げるに当たり、移動式クレーン等を使用せずドラグ・ショベルの爪にワイヤ掛けするという用途外使用を行ったこと。
- (2) 作業方法の事前の打ち合わせが、安全な作業方法の観点から行われていないこと。
合図等は定めていたか？ 玉掛の有資格者であったか？
- (3) 管理監督者を置かずに作業者の判断で作業を行わせたこと。
下請労働者が法令違反を行わないように指導しているか？
管理者を置いて、その指導のもとで作業を行わせる。安全管理の目を光らせる。
(作業者の判断で作業を行わせない、不安全な行動を起こさせない)
危険および危険要因を具体的に示した安全教育を実施し、安全意識の向上を図る
(同種の作業を継続して行う場合は特に)リスクアセスメントを実施する。

4 石綿対策について

(1) 石綿事前調査のポイントについて

- 事前調査は、設計図書などの文書及び目視による方法
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務（石綿が使用されているものとみなしてばく露防止措置を講ずれば分析は不要）

Point !

- ▶ 「目視」とは目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報を確認すること
- ▶ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ▶ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
 - 木材、金属等の石綿が含まれていないことが明らかなものの工事
 - 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
 - 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修工事

(2) 石綿事前調査の報告について

令和4年4月1日からは
石綿事前調査結果について
監督署と自治体への報告が必要となっています

【報告対象となる工事】

1. 建築物の解体工事(解体作業対象の床面積の合計80 m²以上)
2. 建築物の改修工事(請負代金の合計額100万円以上(税込))
3. 工作物の解体・改修工事(請負代金の合計額100万円以上(税込))
4. 鋼製の船舶(総トン数20トン以上)の解体又は改修工事

4は監督署のみに報告が必要
施工場所を管轄する監督署や自治体に報告
(一覧表を参照して下さい)

石綿含有の有無にかかわらず報告が必要！！



(3) 石綿事前調査の資格要件について

石綿事前調査者の資格要件の開始時期

○建築物 令和5年10月～ ○工作物 令和8年1月～

◆工作物の中でも**特定工作物**に該当し、かつ、**ボイラー、圧力容器、焼却設備、配電設備**等の場合は**工作物事前調査**の資格を所有する者でなければ事前調査を行ってはいけません。

(建築物石綿含有建材調査者ではない)

◆現在秋田県内では、建設業労働災害防止協会秋田県支部と一般社団法人秋田県労働基準協会において、それぞれ月1回程度講習会を実施しております。



(4) 現場での石綿管理について

事前調査、事前調査の報告、事前調査の結果の掲示

作業計画の作成

湿潤にした状態での作業

作業主任者の選任

作業者に対する特別教育の実施

健康診断の実施 etc . . .

現場で確認される問題点として

現場内で喫煙をしている

飛散防止用のネットを設けていない

石綿みなしとしているにもかかわらず、各種対策を何ら講じていない

事前調査の掲示はされているが、内容が前の現場のままになっている

**現場で作業している労働者の健康を守ることはもちろん、
近隣住民や通行人の健康管理も含めた対応が必要**

5 熱中症対策について

(1) 職場における熱中症による死傷者数の推移



死傷者数について、過去10年の間最多となった

死傷者数について、2021年から増加傾向にある

死亡者数について、前年比50%減となった

昨年度の法改正を含めた対応が必要となってくる

(2) 熱中症予防対策について

➤ 体調の確認

前日の飲酒状況、朝食を食べたか、体調不良はないか？などの状況を聞いてみる。



➤ 積極的な水分・塩分補給

水分補給は、会社側でも補給時間を決めて摂取させる。



➤ 休憩場所の整備

体調変化があった場合は、無理せず休ませることと、可能であれば誰かが様子を見てあげる。



➤ WBGT値の把握

作業場所のWBGT値の把握と低減措置を図るため、測定器を備え付けてリアルタイムに対応できるようにしましょう。



➤ 緊急連絡体制の整備

体調不良者が発生した場合の緊急連絡体制を整え、万が一に対応できる訓練をしましょう。



過去の災害を見ても、具合が悪くなった当日は問題なかったが、後日になってから悪化したケースが多い
具合が悪くなり、すぐ回復したとしても病院を受診すること

体調が優れない作業者を一人にしないこと
万が一悪化した際の初期対応が重要

緊急連絡先や搬送先を確認しておくこと
有事の際も速やかに対応できるようにする

作業者の健康状態、持病を把握しておくこと

スポーツドリンクが糖尿病等を引き起こす可能性がある
(一般的なスポーツドリンクの場合、500mlあたり砂糖が約24g含まれており、スティックシュガー約8本分にも及ぶ)

(3) 熱中症予防対策について

- 熱中症対策について令和7年6月1日に大幅な改正あり

対象となる作業 **WBGTが28度以上**または**気温が31度以上**の環境下で、**継続1時間以上**
または**1日あたり4時間**を超えて行われることが見込まれる作業

具体的な改正内容

【体制整備】

熱中症の疑いがある作業者を発見した場合、
その旨を報告するための体制を整備すること


【手順の作成】

上記の対応に関し、緊急連絡先、緊急搬送先の連絡先
並びに必要な措置の内容及び手順を作成しておくこと

【関係者への周知】

上記、について周知すること、周知の方法は掲示、メール、口頭等

手順書の作成例は
秋田労働局HPに！！



6 改正労働安全衛生法の概要について

(1) 改正のポイントについて

1. 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象にした

(1) 混雑作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

混在作業場所において作業する個人事業者等を含む作業従事者に対しても
各種措置の義務対象とした **令和8年4月1日施行**

(2) 業務上災害報告制度の創設

個人事業者等の業務上災害が発生した場合、災害発生状況等について
報告すること(詳細は今後) **令和9年1月1日施行**

(3) 個人事業者等自身への義務付け

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、
安全装置がない機械の使用の禁止、 定期自主検査の実施、 危険・有害
な業務に就く際の安全衛生教育の受講の義務付けが課された **令和9年4月1日施行**

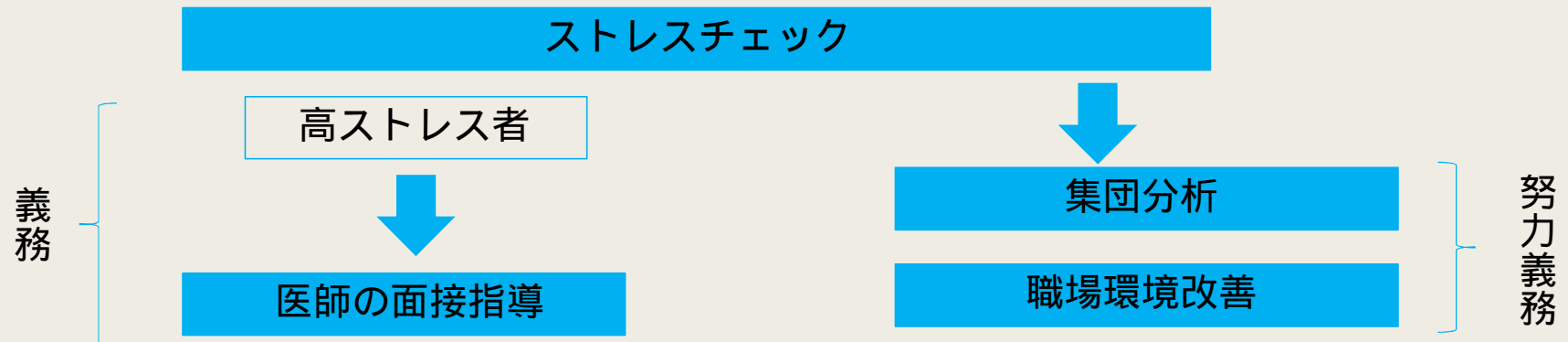
(2) 改正のポイントについて

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、**ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務**付けられた

小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に則したストレスチェックの実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進める予定

【ストレスチェック制度の流れ】 交付後3年以内に政令で定める日から施行



(3) 改正のポイントについて

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性が及び有害性情報の通知制度の履行確保

化学物質の譲渡・提供時におけるSDSの交付違反に対する罰則が設けられ、

内容変更の際の再通知についても義務化 交付後3年以内に政令で定める日から施行

(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知 令和8年4月1日施行

(3) 個人ばく露測定の精度担保 令和8年10月1日施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して行う個人ばく露測定が
作業環境測定の一部として位置づけされ、有資格者が行うこととなった

～その他～

令和5年4月1日から順次施行されている自律的な管理を基軸とした
新たな化学物質管理についても対応が必要！！

例えば、、、化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任(現場単位での選任が必要)

皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 等々



～ 化学物質管理に関する補足 ～

- 建災防HPにて**化学物質管理マニュアル**が公開されています！

セメント系粉体取扱作業 リスク管理マニュアル (2026年2月版)



建災防では、厚生労働省の「化学物質による健康被害防止のための読者の啓蒙の活用等に関する技術上の指針」に基づき、建設作業に際する化学物質のばく露測定を行い、有効な保護具の使用等について対応のマニュアルを作成しました。

このマニュアルを使用することで、次のことができるようになります。

- 1 労働者がばく露される物質の濃度を測定することなく、その作業におけるリスクアセスメントを実施することができます。
- 2 マニュアルに定められた措置を適切に実施することで、その作業においてリスク低減措置を実施することができます。
- 3 作業の監視保存としても利用できます。

なお、建災防ホームページ内に各種情報を掲載しております。
ダウンロードもできますので、ぜひご活用ください。

【各種マニュアル】 【化学物質手袋適合表】 【マニュアルに関するQ&A】



建設業労働災害防止協会（略称：建災防）
技術管理部 化学物質対策センター

建設作業現場における典型的な作業に関するリスク管理マニュアル

建築工事用、土木工事用の2種

建築工事の場合、ドア塗装、防水工事、シーリング工事、外壁塗装等の作業に関するもの

土木工事の場合、プライマー塗布、アスファルト舗装工事等の作業に関するもの

使用する化学物質に入っている成分に応じた保護具が確認できる



建築工事7種、土木工事4種あるので是非ご活用ください👤

(4) 改正のポイントについて

4. 機械等による労働災害防止の促進等

- (1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し 令和8年4月1日施行
- (2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化 令和8年1月1日施行

5. 高年齢労働者の労働災害防止の推進 令和8年4月1日施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが努力義務となった

今までガイドラインで示されていたものが指針で示されるようになった

どの地域でも高年齢労働者の労働災害が多発しており、特に転倒災害、

腰痛災害が毎年発生している 休業日数が長くなる傾向にある

再雇用等で初めての職種に従事する際は特に長い時間をかけた安全衛生教育が必要

中災防、地さんぽ等を活用して専門家による支援を受けることが可能

後述する補助金を利用できる場合がある



(5) 改正のポイントについて

6. 治療と就業の両立支援の推進

職場における治療と就業の両立を促進するために必要な措置を講ずることが努力義務となった

令和8年4月1日施行

がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分なく、就業をあきらめてしまうケースが少なくない

大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備する必要がある

両立支援に取り組んでいる全国の会社の事例がインターネット上に掲載されている

どの会社のメッセージを見ても、「人は財産」、「思いやりの気持ち大切」、「全員が安心して働くことができる職場作り」等の言葉で溢れかえっている。

新しい人材を確保することも大切だが、今いる優秀な人材を手放さないことも大切。

